

感染症の予防及びまん延防止のための指針

甘楽町地域包括支援センター

1. 基本的な考え方

この指針は、甘楽町地域包括支援センター（以下「センター」という。）における、感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講じる体制を整備し、利用者及び職員の安全確保を図ることを目的に定めるものである。

2. 体制

(1) 感染症対策委員会の設置

ア 目的

センター内の感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

イ 委員会の構成

次に掲げるもので構成する。

- ① 委員長は管理者が務める。
- ② 感染対策担当者は保健師が務める。
- ③ 委員はセンター職員で構成する。

ウ 委員会の開催

委員長の招集により定例（年1回以上）で開催するほか、必要に応じて開催する。

エ 委員会の検討事項

- ① センター内の感染症対策の立案に関すること。
- ② 指針・マニュアルの作成や見直しに関すること。
- ③ 研修・訓練の実施に関すること。
- ④ 職員の健康状態に関すること。
- ⑤ 感染症発生時の対応と報告に関すること。
- ⑥ 感染症対策の実施状況の把握及び評価に関すること。

(2) 研修の実施

ア センター職員を対象に、感染症予防対策に関する研修を年1回以上実施する。

イ 新規採用者を対象に、採用時に感染対策の基礎に関する研修を実施する。

(3) 訓練の実施

センター職員を対象に、感染症発生時の役割分担の確認や対応について机上及び演習を年1回以上実施する。

(4) その他

委員会の議事録等、センターにおける感染症対策に関する記録を3年間保管する。

3. 平常時の対策

(1) センター内の衛生管理

日頃から整理整頓、清掃、定期的な換気を行うこと。

(2) 標準的な予防策

手洗い、手指消毒、必要に応じてマスクなどの防護用具を使用すること。

(3) 健康管理

自身の健康管理に留意し、発熱や風邪症状がある場合は出勤しないこと。

4. 感染症発生時の対応

(1) 感染症発生状況の把握

センター職員やその同居家族に感染症の疑いが生じた場合は、速やかに管理者に報告し、指示を仰ぐこと。

(2) 感染症発生状況の報告

ア 管理者は、センター職員から報告を受けた場合、必要な指示を行うとともに、町の関係部署、保健所、医療機関等関係機関と連携し、必要な対応を行う。

イ 必要に応じて、センター職員への周知を行う。

ウ 報告が義務付けられている感染症等については、速やかに行政監督庁及び保健所へ報告し、今後の対応について指示を仰ぐ。

(3) サービス提供方法の検討

ア 発症者及び濃厚接触者への訪問は極力避け、電話等での対応とする。

イ サービス担当者会議は、電話や文書による照会など柔軟に対応する。

ウ 相談者が感染症や既往があっても、原則としてそれを理由に対応を拒否しないこととする。

5. 指針の公表

本指針は常時閲覧可能とし、センター内に備え付けるほか、町ホームページにも掲載する。

6. その他

本指針は委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行する。